

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】

役場人権推進室（総務課内）

☎ 963-1730（直）

「デートDV」を知っていますか？

男女間における暴力は夫婦・パートナー間だけで起きている問題ではありません。実は、恋人同士の間でも交際相手に対する暴力が起こっています。内閣府調査によると、交際相手がいた女性の22.7%、男性の12%が、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」を受けています。デートDVは、性別にかかわらず、誰にとっても身近な問題です。

【デートDVの例】

- ・携帯電話の着信履歴やメールをチェックする
- ・「ばか」などと、傷つく呼びかたをする
- ・自分の予定を優先させないと無視したり、不機嫌になったりする
- ・無理やり性的な行為をする
- ・いつもおごらせる
- ・思いどおりにならないと、怒鳴ったり責めたり脅したりする



また、性犯罪・性暴力に関する相談窓口として、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」があります。医療機関やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

8891（はやくワンストップ）通話料無料

※NTTひかり電話からかける場合は

0120-8891-77



デートDVを受けたときは、自分を責めたり、一人で悩んだりせずに、配偶者暴力相談センターなどお近くの相談窓口早めに相談しましょう。各機関では、さまざまな暴力に関する相談を受け付けています。

出典：政府広報オンライン「DV（配偶者や交際相手からの暴力）に悩んでいませんか。一人で悩まず、お近くの相談窓口にご相談を！」
<https://www.gov-online.go.jp/article/202402/entry-5667.html>

心配ごと・福祉なんでも相談



みなさんの身のまわりに起こっている苦情や心配ごとなど、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は固く守ります。

日時 9月9日（火）午前10時～午後3時

※1人当たり30分

場所 町福祉センター

相談員 人権擁護委員、行政相談委員
社会福祉協議会職員

内容 生活・家庭不和・結婚・近隣の問題、行政に対する苦情、高齢者や家族の悩み、福祉サービスの利用や金銭管理の不安、生きがい活動などの相談

※予約は不要です。会場に午後2時30分までにお越しください。

問い合わせ先 町社会福祉協議会

☎ 963-0921（直）